

令和元年度 定例監査実施結果

第1 令和元年度定例監査実施結果（下期分）

1 監査実施機関数

監査区分	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部		2		2
オリンピック・パラリンピック推進局				0
県民生活部		8		8
リニア交通局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		13		13
子育て支援局		5		5
森林環境部		1		1
エネルギー局				0
産業労働部		6		6
観光部				0
農政部		8		8
県土整備部		7		7
出納局				0
企業局				0
教育委員会		49	1	50
議会事務局				0
各委員会等				0
警察本部		12		12
合計	0	115	1	116

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

令和元年9月17日～令和2年1月30日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「現金収納事務は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						3			1		4
指導事項		20	1	17	7	2	11		5		63
注意事項		1	3	6	5	1	16		6		38
合 計	0	21	4	23	12	6	27	0	12	0	105

(参考:昨年度下期との比較)

区 分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				▲ 2		2			1		1
指導事項		▲ 3	▲ 8	0	3	▲ 10	▲ 3		3		▲ 18
注意事項		▲ 2	▲ 2	▲ 12	3	▲ 2	7		▲ 32		▲ 40
合 計	0	▲ 5	▲ 10	▲ 14	6	▲ 10	4	0	▲ 28	0	▲ 57

機関毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	総合政策部 東京事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月26日、令和2年1月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合政策部 大阪事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月27日、令和2年1月30日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件（給与1）</p>	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月20日、10月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月19日、10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月17日、9月18日、10月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月12日、12月24日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件（物品1、重点事項1）

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月28日、令和2年1月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月26日、10月29日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（物品1） 1) 借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成30年7月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月27日、10月29日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（契約1） 1) 蛍光灯収集・運搬業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月3日、11月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成30年11月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月25日、10月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所																																						
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月																																						
監査実施日	令和元年11月7日、12月20日																																						
監査の結果																																							
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>																																							
単位：円																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">科目</th> <th>平成30年度決算時</th> <th>令和元年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間 接 税</td> <td>ゴルフ場利用税</td> <td style="text-align: right;">8,388,029</td> <td style="text-align: right;">8,388,029</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">直 接 税</td> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">895,613,711</td> <td style="text-align: right;">714,022,447</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">16,401,338</td> <td style="text-align: right;">11,531,109</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">28,187,696</td> <td style="text-align: right;">22,045,915</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">37,891,906</td> <td style="text-align: right;">27,684,128</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">40,733,847</td> <td style="text-align: right;">21,731,065</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td style="text-align: right;">99,958,357</td> <td style="text-align: right;">67,101,065</td> </tr> <tr> <td colspan="2">加算金</td> <td style="text-align: right;">11,922,489</td> <td style="text-align: right;">10,928,033</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td style="text-align: right;">1,139,097,376</td> <td style="text-align: right;">883,431,791</td> </tr> </tbody> </table>	科目		平成30年度決算時	令和元年10月末現在	間 接 税	ゴルフ場利用税	8,388,029	8,388,029	県たばこ税	3	0	直 接 税	個人県民税	895,613,711	714,022,447	法人県民税	16,401,338	11,531,109	個人事業税	28,187,696	22,045,915	法人事業税	37,891,906	27,684,128	不動産取得税	40,733,847	21,731,065	自動車税	99,958,357	67,101,065	加算金		11,922,489	10,928,033	合計		1,139,097,376	883,431,791
科目		平成30年度決算時	令和元年10月末現在																																				
間 接 税	ゴルフ場利用税	8,388,029	8,388,029																																				
	県たばこ税	3	0																																				
直 接 税	個人県民税	895,613,711	714,022,447																																				
	法人県民税	16,401,338	11,531,109																																				
	個人事業税	28,187,696	22,045,915																																				
	法人事業税	37,891,906	27,684,128																																				
	不動産取得税	40,733,847	21,731,065																																				
	自動車税	99,958,357	67,101,065																																				
加算金		11,922,489	10,928,033																																				
合計		1,139,097,376	883,431,791																																				
<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。 3) 単価契約である産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書において、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) なし</p>																																							

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月20日、令和2年1月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月14日、令和2年1月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与1、物品1)</p>	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

- ①父子福祉資金貸付金償還金（元金）
過年度分 先数 3件 5,507,000円
- ②雑入（犬の抑留に係る返還手数料）
過年度分 先数 1件 11,650円

[特別会計]

- ①母子福祉資金貸付金償還金（元金）
過年度分 37,542,469円 令和元年度分 197,996円
合計 先数 68件 37,740,465円
- ②母子福祉資金貸付金償還金（利子）
過年度分 先数 8件 279,911円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）
過年度分 先数 9件 4,802,250円
- ④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）
過年度分 先数 2件 83,292円

2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を支給する時間外勤務手当に誤りがあった。また、祝日の代休日の取得において、時間外勤務手当が支給されているものがあった。

3) 賃借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書は物品管理システム上入力されていたが、審査入力が行われず、占有物品として登録がされていなかった。

(注意事項) 1件（重点事項1）

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所（峡北支所）
監査対象期間	平成30年9月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月25日、11月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月15日、令和2年1月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分3,747,575円 令和元年度分 48,335円 合計 先数 7件 3,795,910円 ②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 98,321円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 1件 531,000円 <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月29日、12月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 14,854,882円 令和元年度分 650,686円 合計 先数 48件 15,505,568円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 4,611,185円 令和元年度分 366,565円 合計 先数 13件 4,977,750円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 87,412円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月28日、令和2年1月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 22,745,699円 令和元年度分 4,800円 合計 先数 22件 22,750,499円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 18,056,489円 令和元年度分 1,022,590円 合計 先数 38件 19,079,079円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 190,141円 令和元年度分 145円 合計 先数 11件 190,286円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 2,198,347円 令和元年度分 64,000円 合計 先数 5件 2,262,347円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 4件 77,841円</p> <p>⑤父子福祉資金貸付金 (元金) 令和元年度分 先数 1件 6,944円</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。</p> <p>3) 職員の社会福祉業務従事手当について、誤って宿日直手当を支給していたため、過払いとな</p>	

っていた。

- 4) 一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書において、契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。

(注意事項) なし

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成30年10月～令和元9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月4日、10月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月22日、令和2年1月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入2)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	
過年度分 2,287,825円 令和元年度分 59,800円	
合計 先数 6件 2,347,625円	
②あけぼの医療福祉センター使用料	
過年度分 2,911,078円 令和元年度分 3,580円	
合計 先数 9件 2,914,658円	
2) 債権管理について、次のとおり不備があった。	
①延滞債権に係る債務者のうち、延滞債権管理簿等による記録管理が行われていないものがあった。	
②収入未済に係る延滞債権管理簿に平成29年度以降の交渉状況が記載されていないものがあった。	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象機関	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月21日、令和2年1月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	

過年度分 2,072,080円 令和元年度分 51,096円 合計 先数 13件 2,123,176円 ②育精福祉センター使用料 過年度分 349,700円 令和元年度分 4,600円 合計 先数 2件 354,300円 ③雑入 令和元年度分 先数 1件 14,499円 (注意事項) 1件 (物品1)

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成30年9月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月12日、令和2年1月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (物品1)	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月18日、11月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (契約1) 1) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件(契約1) 1) 単価契約である一時保護委託契約書において、次のとおり不備があった。 ①予定数量が記載されていなかった。 ②契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月3日、10月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月27日、令和2年1月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月19日、令和2年1月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件(収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童福祉施設費負担金 過年度分 134,096円 令和元年度分 9,000円 合計 先数2件 143,096円 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月28日、12月17日

監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月18日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月17日、11月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月25日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 735,000円 (注意事項) 1件 (財産1)	

監査対象機関	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月21日、12月5日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月15日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 平成30年11月9日付けの消防用設備等点検結果報告書において、消火器具に不良があったが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月27日、10月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 2筆</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター(病虫害防除所)
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月15日、11月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 生産物売払収入に係る現金領収簿の取扱について、財務規則第44条第2項関係運用通知に基づき、現金領収書の交付を省略し、現金を収納した現金領収書原符とともに交付を省略した</p>	

現金領収書を保管しているが、現金領収書が保管されていないものがあつた。

(注意事項) なし

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成30年8月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月26日、10月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(収入1) 1) 生産物売り払い収入について、調定が遅延しているものがあつた。また、本来調定すべき年度の翌年度に調定されているものがあつた。 (注意事項) 2件(支出1、重点事項1)	

監査対象機関	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月8日、11月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月8日～10日、11月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月11日、10月16日、11月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 3件(給与1、契約2)	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成30年7月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成30年11月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月9日、11月25日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(財産1)	

1) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検については、消防法第14条の3の2に基づき行うことが義務付けられているが、本来実施すべき時期から1年以上行われていなかった。
(指導事項) なし
(注意事項) 2件(物品1、契約1)

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成30年10月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成30年7月～令和元年6月
監査実施日	令和元年9月26日、11月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	平成30年9月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月17日、11月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月

監査実施日	令和2年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月21日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	図書館																														
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月																														
監査実施日	令和元年11月22日、令和2年1月21日																														
監査の結果																															
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料</p> <table border="0"> <tr><td>平成27年度</td><td>49点</td><td></td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>65点</td><td></td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>40点</td><td></td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>30点</td><td></td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>77点</td><td>合計 261点</td></tr> </table> <p>②未返却資料</p> <table border="0"> <tr><td>平成27年度</td><td>57点</td><td></td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>65点</td><td></td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>48点</td><td></td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>102点</td><td></td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>3,379点(83点)</td><td>合計3,651点</td></tr> </table> <p>※令和元年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの</p> <p>(注意事項) なし</p>		平成27年度	49点		平成28年度	65点		平成29年度	40点		平成30年度	30点		令和元年度	77点	合計 261点	平成27年度	57点		平成28年度	65点		平成29年度	48点		平成30年度	102点		令和元年度	3,379点(83点)	合計3,651点
平成27年度	49点																														
平成28年度	65点																														
平成29年度	40点																														
平成30年度	30点																														
令和元年度	77点	合計 261点																													
平成27年度	57点																														
平成28年度	65点																														
平成29年度	48点																														
平成30年度	102点																														
令和元年度	3,379点(83点)	合計3,651点																													

監査対象機関	美術館
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月26日、令和2年1月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 行政財産使用料及び行政財産使用に伴う電気料の調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	博物館
監査対象期間	平成30年8月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月18日、11月28日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	考古博物館（埋蔵文化財センター）
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月19日、令和2年1月16日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし （指導事項） 2件（物品1、重点事項1） 1）考古資料の貸付について、財務規則第161条に定める物品貸付調書及び貸付物品返却調書が作成されていなかった。また、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。 2）現金収納事務において、次のとおり不備があった。 ①観覧券の様式は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則第3条により定められているが、「この券をもって領収書に代えます。」と記載すべきところ、記載されていなかった。 ②現金領収月計表について、平成31年2月分の受高及び払高の累計の記載に誤りがあった。 （注意事項） なし</p>	

監査対象機関	文学館
監査対象期間	平成30年9月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月26日、令和2年1月29日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし （指導事項） 1件（収入1） 1）行政財産使用料、行政財産使用に伴う電気料及び都市公園占用料の調定が遅延しているものがあった。 （注意事項） なし</p>	

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月30日、11月27日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし （指導事項） 1件（物品1） 1）賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていないものがあった。 （注意事項） なし</p>	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
<p>（指摘事項） なし （指導事項） なし （注意事項） 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、財産1）</p> <p>1) 令和元年度に発生した学校開放電気料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が納期限後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（重点事項1）</p>	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、通勤手当額が未記入のまま手当が認定されているもの及び通勤届の決定事項欄の該当するものにレ印を付し手当額の基準となる決定距離を記入することとなっているが、記入されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月30日、12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件（支出1）</p>	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数1件 613,800円</p> <p>(注意事項) なし</p>

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月24日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (給与2、重点事項1)</p> <p>1) 社会保険料について、期間採用教員から過大に控除し、臨時職員から過小に控除したため、雑部金の残高に過不足が生じていた。</p> <p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>3) 現金収納事務において、以下のとおり不備があった。</p> <p>①即納でない生産物売払収入について、現金領収書を交付すべきところ交付されておらず、現金領収書の用紙が廃棄されていた。</p> <p>②図書室コピー機使用に係るコピー代について、現金収納していたが、現金領収書を作成し交付すべきところ、行われていなかった。</p> <p>③現金領収簿の組ごとの用紙の余白に当該簿冊の番号を明記するとされているが、用紙の余白に当該簿冊の番号が明記されていなかった。</p> <p>④現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載するとされているが、交付及び返還の年月日、使用者の職氏名が記載されていなかった。</p> <p>⑤現金領収簿の簿冊は年度又はそれぞれの現金収納員ごとに更新するとされているが、年度が替わっても更新されず引き続き使用されていた。</p>	

⑥現金領収簿の組ごとの用紙に所属名、科目名、現金収納員の職、氏名の記載がなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月31日、12月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件(物品1) 1) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件(収入2、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(県立学校施設の開放に伴う照明施設電気料) 令和元年度分 先数 1件 1,900円 2) 県立学校施設の開放に伴う照明施設電気料の未収金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。 3) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。 (注意事項) 1件(物品1)</p>	

監査対象機関	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	市川高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	峡南高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月5日、12月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 2件 66,800円</p> <p>(注意事項) 1件(収入1)</p>	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年7月
監査実施日	令和元年10月31日、11月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、一週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務一時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていなかった。また、勤務状況システムで、職務の内容を入力しないまま決裁されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(物品1、契約1)</p> <p>1) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。</p> <p>2) 自動販売機の設置に係る県有財産賃貸借契約書において、契約保証金を免除しているものがあったが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件(重点事項1)</p>	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月5日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p>	

(注意事項) 1件 (契約1)	
------------------------	--

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 2件 (給与2)	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月5日、12月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1) 1) 生徒引率に伴う高速料金に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (重点事項1) 1) 平成30年5月から9月にかけて直接収納した授業料178,200円について、財務規則第45条に定める現金の払込期限を超えて、平成30年12月に払い込まれていた。 (指導事項) なし (注意事項) なし	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	平成30年9月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月13日、令和2年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 通勤手当の認定において、代替職員を退職後、期間採用教員として任用された者の通勤手当の届出・認定が、代替職員として任用された際の届出・認定のままとなっていた。また、片道通勤距離2km未満のため手当支給はないが、人事給与システムへの登録がなされていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 令和元年度分 先数 7件 39,758円</p> <p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>3) 授業料の現金領収事務について、財務規則第44条第5項の規定により、現金出納簿に現金領収月計表を付して月別に編集することとされているが、現金領収月計表が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月6日、12月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月6日、令和2年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 平成30年8月22日付け消防用設備等点検結果報告書(屋内消火栓設備等)及び平成30年8月30日付け消防用設備等点検結果報告書(自動火災報知設備等)において、パッケージ型自動消火設備、煙感知器、誘導灯及び誘導標識に不良箇所があったが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていないものがあった。</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 一般廃棄物収集運搬業務委託契約及びスクールバス運転代行業務委託契約について、委託料を支払う際に検査・検収が行われていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(給与1)</p> <p>1) 期間採用教員の現金支給に係る給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、給与1)</p>	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件(給与2、契約1)</p> <p>1) 扶養手当の認定において、次のとおり不備があった。</p> <p>① 扶養手当の支給終了に伴い、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p> <p>② 扶養親族届及び扶養親族簿の認定欄に、押印がされていないものがあった。</p> <p>2) 代替職員の期末勤勉手当が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>3) 一般廃棄物処理業務委託契約において、次のとおり不備があった。</p> <p>① 受託業者は事業範囲を証する許可証の写しを提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>② 契約書の契約解除に関する違約金条項が、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を元</p>	

に違約金を算出する内容となっていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件（契約1） 1) 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び産業廃棄物処分委託基本契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。 (注意事項) 2件（給与1、契約1）</p>	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	平成30年8月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月6日、12月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	平成30年11月～令和元年10月
監査実施日	令和2年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	平成30年11月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月8日、令和2年1月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件（給与1、契約1、重点事項1） 1) 通勤手当に係る高速道路の利用について、利用状況の確認が行われていなかった。また、その後、利用状況の確認が行われたが、利用に係る証拠書類がないものがあつた。 2) 長期継続契約の対象となるエレベーター保守点検業務委託において、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。 3) 現金の出納をしたときは、財務規則第44条第5項の規定により、現金出納簿に現金領収月計表を付して月別に編集することとされているが、現金領収月計表が作成されていなかった。</p>	

(注意事項) なし

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月13日、令和2年1月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	平成30年9月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韮崎警察署
監査対象期間	平成30年9月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月12日、令和2年1月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	平成30年9月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月8日、令和2年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年8月
監査実施日	令和元年11月14日、令和2年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	平成30年9月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	平成30年10月～令和元年9月
監査実施日	令和元年12月11日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

第2 令和元年度の定例監査の実施状況

令和元年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和元年11月26日発行(山梨県公報号外第37号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和元年度の定例監査対象機関数は、260機関で、前年度と同数である。

監査区分	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部	5	2		7
オリンピック・パラリンピック推進局	1			1
県民生活部	7	8		15
リニア交通局	2	1		3
総務部	8	2		10
防災局	2	1		3
福祉保健部	7	13		20
子育て支援局	2	5		7
森林環境部	8	5		13
エネルギー局	1			1
産業労働部	7	6		13
観光部	4		1	5
農政部	9	12		21
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	9	49	1	59
議会事務局	1			1
各委員会等	3			3
警察本部	29	12		41
合計	125	133	2	260

※参考 平成30年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	125	133	2	260

2 監査の結果

令和元年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和元年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						3			1		4
指導事項		60	2	27	13	22	17	1	7		149
注意事項		2	11	12	10	4	26	1	8		74
合計	0	62	13	39	23	29	43	2	16	0	227

平成30年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1					3
指導事項		63	18	21	12	29	19	1	8	2	173
注意事項		7	10	23	5	5	21	3	57	1	132
合計	0	70	28	46	17	35	40	4	65	3	308

令和元年度と平成30年度との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		0		▲ 2		2			1		1
指導事項		▲ 3	▲ 16	6	1	▲ 7	▲ 2	0	▲ 1	▲ 2	▲ 24
注意事項		▲ 5	1	▲ 11	5	▲ 1	5	▲ 2	▲ 49	▲ 1	▲ 58
合計	0	▲ 8	▲ 15	▲ 7	6	▲ 6	3	▲ 2	▲ 49	▲ 3	▲ 81

第3 令和元年度定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

現金収納事務は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

現金収納事務は、現金の紛失、盗難等、事務処理に伴うリスクが高く、行政に求められる信頼性に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、事務の適正な執行を確保し、そのリスクを低減する必要がある。

現金収納に係る事務処理については、山梨県財務規則等の規定に基づき行われるべきところ、平成30年度の定例監査においては、現金領収簿の取扱いが不適切なものや現金収納に係る調定が適切に行われていないものなど、10件の不適切な事務処理があった。また、現金領収簿の管理が現金領収簿受払簿により行われていない事例も見られた。

こうしたことから、現金収納事務が適切に行われているか監査し、もって地方自治法第150条の規定に基づき令和2年度から知事が行う内部統制の整備・運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

平成31年4月18日から令和2年1月30日

(2) 監査の着眼点

- ① 現金収納時の領収書の交付等は適切か。
- ② 現金領収簿及び現金出納簿の管理は適切か。
- ③ 現金収納に係る調定事務は適切か。
- ④ 現金収納に係る払込事務は適切か。

(3) 実施方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象事務

平成30年度に行った現金収納事務

3 監査の結果

(1) 現金収納の状況について

平成30年度においては、65機関（本庁7機関、出先機関58機関）において、3億5,024万円余の現金収納が行われており、その内訳は、次のとおりであった。

(単位：円)

内 容	金 額
(1) 授業料及び入学金	47,328,924
(2) 県税及び県税に係る収入金	237,560,642
(3) 寄附金	1,550,000
(4) 使用券、利用券又はこれらに類するものの発行による収入金	16,639,256
(5) 納人をして指定金融機関等に現金の納付をさせ難いもの	47,164,337
合 計	350,243,159

※ (5)の主なもの 生産物売払収入、機械設備使用料、行政文書写しの交付に係る収入

(2) 現金収納に係る事務処理について

現金収納に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ① 収納した現金が払込期限を超えて払い込まれていたもの。
- ② 現金領収簿受払簿による管理が行われていないもの。
- ③ 現金領収簿受払簿の内容と現金領収簿の実数が一致していないもの。
- ④ 現金領収簿の内容に不備があるもの。
 - ・ 現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載していないものや現金領収簿の組ごとの用紙の余白に当該簿冊の番号を明記していないもの。
 - ・ 書損の用紙は、斜線を引き書損と記載して、簿冊のその箇所に残しておかなければならないが残していないもの。
 - ・ 簿冊を年度又はそれぞれの現金収納員ごとに更新していないものや使用しなくなった未使用の用紙にせん孔していないもの。
- ⑤ 現金出納簿の内容に不備があるもの。
 - ・ 現金領収月計表が作成されていないものや集計に誤りがあるもの。
 - ・ 現金払込済通知書について、金融機関の押印がされていないもの。
- ⑥ 現金領収書を交付していないもの。(但し、交付を省略できる場合を除く。)
- ⑦ 使用券等で会計管理者が承認したものを発行することにより、現金領収書の交付に代えることができるが、承認された様式で定められた事項の一部を記載せずに発行していたもの。

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

1 総括的な意見

(1) 内部統制の整備・運用による再発防止と信頼の確保について

今回の監査で明らかとなった不適切な事務処理の多くは、これまでの監査で指摘されてきた内容と類似したものが多くことから、令和2年度からの地方自治法の規定に基づく内部統制の整備・運用及び評価においては、この監査結果を踏まえ、リスクの分析・評価、実施体制や規程の整備、事務フローによるリスクの可視化など、効果的な内部統制の整備・運用により、再発防止と信頼の確保に努められたい。

(2) 財産の維持管理の適正化について

危険物地下貯蔵タンク等の異常を早期に発見するための点検や、消防用設備等の機能の確保に必要な整備など、消防法の規定に基づく点検や整備が長期間行われていなかったことから指摘事項としたものが、昨年度より増加していることから、施設の安全性を確保する上で重要な設備の点検や不良箇所の整備等が適時適切に行われるよう、法令遵守の徹底を図りつつ、財産の維持管理の適正化に取り組まれたい。

(3) 県立施設の効率的・効果的な運営について

本監査で監査実施機関とした公の施設（ただし、指定管理者制度を採ることができないものを除く。以下「県立施設」という。）において、例えば、あけぼの医療福祉センターでは、「ニーズに合致した医療・福祉サービスを効果的に提供していくためには、経営改善に向けた取組を推進し、中長期的な展望に立ったサービスを提供する」ことを今後の課題・問題点として挙げている。

このような課題認識は、他の県立施設においても同様であり、今後、財務及び運営状況を分析し、職員の意識改革を徹底するとともに、収入の確保、費用の縮減や投資した費用に見合う良質なサービスの提供など必要な見直しを図り、経営的視点を一層強化しながら、財務状況の改善と効率的・効果的な運営に向け、さらに取組を進められたい。

2 重点事項に関する意見

(1) 収納した現金の払込について

財務規則により、現金を収納したときは、当該収納の日又はその翌日（県の休日であるときは、これらの日後において最も近い県の休日でない日）に払い込まなければならないとされているが、今回、平成30年5月から9月にかけて直接収納した10万円を超える高等学校授業料が、平成30年12月に払い込まれていたものがあつた。

各機関における現金の保管は、紛失、盗難等のリスクがあり、常に最大限の注意を払い適正な事務処理を行う必要があることから、その事務の重要性を再認識し、一人の職員に任せることなく複数の職員による確認を行うなど、現金の収納及び管理における組織的なチェック体制を整備されたい。

(2) 現金領収簿の受払の適正化に向けた検討について

財務規則及び運用通知（以下「財務規則等」という。）により、現金領収簿の受払は、現金領収簿受払簿により、会計管理者又は出納員（以下「出納員等」という。）が管理することとされているが、現金領収簿を使用している機関は、必要数量を出納局管理課による一括印刷を経て、印刷された現金領収簿を各部局幹事課から受領しており、使用済の現金領収簿は、各使用機関が保管したまま出納員等に返還されておらず、現金領収簿の受払が出納員等により管理されていない状況が見受けられる。

現金領収簿については、紛失等により、重大なリスクが生じる恐れがあることから、制度所管課においては、現金領収簿の受払が適正に行われるよう検討されたい。

(3) 現金領収簿の取扱いの適正化に向けた取組の検討について

財務規則等により、現金領収簿の表紙にその交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載し、現金領収簿の組ごとの用紙の余白に当該簿冊の番号を明記するとされているが、それが記載されていないものがあったことから、各機関においては、適正な取扱いに努められたい。

また、現行の現金領収簿の表紙は白紙であるが、記載漏れの防止などを図るため、必要な記載項目名をあらかじめ表紙に印刷しておくことや、現金領収簿の組ごとの用紙に当該簿冊の番号を明記する欄を設けるなど、制度所管課においては、印刷様式の見直しを検討されたい。

(4) 現金領収書の交付等について

財務規則等により、現金を収納したときは、現金領収書を納人に交付しなければならず、即納させる農生産物売払収入等については、現金領収書の交付を省略することができることとされているが、今回、即納ではない農生産物売払収入等について、現金領収書を交付していないものがあった。

現金領収書は、納人が現金を納付したことを証する重要なものであるため、その交付を徹底するとともに、書き損じた用紙は、不正使用などを防止するため、斜線を引き書損と記載して、簿冊のその箇所に残して保管されたい。